

10月25日以降の立川商工会議所の活動について

東京都におけるリバウンド防止措置が終了し、10月25日～11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受けて、立川商工会議所の活動について以下のとおり定める。

なお適応の期間は2021年11月30日までとするが、今後の状況により延長および内容の変更をする場合がある。

1. 基本的活動指針

- ・ 基本的安全対策に従った行動を励行する。
- ・ 電話・メール・WEB等を活用した活動を行う。
- ・ 外出(会員等の訪問および会議出席等)については感染対策を行い、事前に安全対策が確保されている場合にのみ、認める。
- ・ 事業は実施方法等を検討し、3密を回避し安全対策を講じた計画を策定する。
- ・ 所内会議は十分に換気を行い、極力短時間の少人数での開催とする。

2. 受付について

- ・ 入口にて内線電話による受付対応と検温器設置による入室者の検温を実施する。

3. パーテーションの設置について

- ・ 職場内の職員の机および役員会議室にパーテーションを設置する。

4. 中小企業相談所の活動について

- ・ 基本的安全対策、基本的活動指針を遵守して巡回訪問を実施する。

5. 部会・委員会の活動について

- ・ 3密にならないよう、役員会議室利用のルールを遵守し、出席者は事務局職員を含めて、15名以下とする。15名を超える場合は11階会議室を利用する。
- ・ 部会・委員会による懇親会については自粛とする。

6. 会議室の利用及び外部への貸出について

- ・ 別途定める人数制限、安全対策等の利用ルールを順守し、貸出を行う。

7. 2021年度内のイベント実施について

- ・ 催行方法や内容の変更を検討し、事業の中止、延期、開催の判断を順次行う。

8. 無料職業紹介所の活動について

以下を遵守して活動を実施する。

- ・ 所内の換気、飛沫防止、アルコール消毒などの安全対策を講じる。
- ・ 完全予約制にて受付を行い、来所者の同時入場者数は2名以下とする。
- ・ 来所者の検温とマスクの着用を徹底する。

9. 事業引継ぎ支援センターの活動について

- ・ 基本的安全対策、基本的活動指針を遵守して通常業務を実施する。

以上